

1 平成24年度「くらしの達人」表彰式について

平成24年12月13日、消費者教育の推進に関する法律が施行されました。

同法では、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及び啓発を「消費者教育」と定義付け、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に、また、学校、地域、家庭等、様々な場の特性に応じた適切な方法により行わなければならないと定めています。

京都市では、従来、消費者の自立のための学びを支援するため、年齢階層等に応じた消費者教育に取り組んでおりますが、「くらしの達人」では、義務教育期の学校及び家庭における消費者教育の一環として、子どもたちが消費生活に関心を持ち、自ら考え、行動する契機となるよう、小・中学生から消費生活に関する標語を募集しています。

今年度は、「お金の上手な使い方」、「学校昼食の思い出」、「わたしのケータイマナー」、「わが家の節電対策」の4つのテーマで標語を募集したところ、小学生の部では、354名から590点、中学生の部では、987名から1,674点の応募がありました。

審査の結果、小学生の部については、京都市長賞1点、優秀賞5点、奨励賞28点、中学生の部については、京都市長賞1点、優秀賞5点、奨励賞26点が入選し、去る2月8日(金)に、表彰式を行いました。ここでは、入選作品のうち、京都市長賞及び優秀賞に選ばれた作品を紹介します。



平成24年度くらしの達人表彰式

京都市長賞

- 小学生の部<テーマ「わたしのケータイマナー」>

時と場所 マナーも一緒に ケータイしよう

樋爪 隼 (錦林小学校4年生)

- 中学生の部<テーマ「学校昼食の思い出」>

いただきます 笑顔あふれる 感謝の言葉

木下 朋香 (藤森中学校1年生)

優秀賞

○ 小学生の部

<テーマ「お金の上手な使い方」>

無駄じゃない？ 考えてみて もういちど

澤田 暢希 (下鳥羽小学校6年生)

マイバッグ メモもいっしょに おつかいだ

有馬 玲 (下鴨小学校5年生)

<テーマ「学校昼食の思い出」>

わになって みんな笑顔で おいしいな

石田 望羽 (久我の杜小学校6年生)

ありがとう 愛情こめた ^{ひとさら} 一皿を

木本 杏奈 (下鳥羽小学校6年生)

<テーマ「わが家の節電対策」>

『オン』と『オフ』 みんなの気持ちも 切りかえて

村田 侑香 (錦林小学校6年生)

○ 中学生の部

<テーマ「学校昼食の思い出」>

米つぶと 愛情ぜったい 残さない

深水 一聖 (高野中学校2年生)

<テーマ「わたしのケータイマナー」>

「ありがとう」 携帯よりも 顔をみて

小原 春乃 (久世中学校2年生)

好奇心 あやつる影の 思うまま

奥村 南月 (月輪中学校1年生)

携帯と マナーも一緒に 携帯し

尾川 陸 (西ノ京中学校3年生)

<テーマ「わが家の節電対策」>

節電中 家族だんらん リビングで

川畑 友希乃 (月輪中学校2年生)

2 「医療機関債の被害を回復する」という不審な勧誘に御注意を！

医療機関債*の販売勧誘トラブルを巡っては、本年2月に医療機関債の販売勧誘を行っていた業者の関係者が詐欺の疑いで逮捕されたことが大きく報道されましたが、過去に医療機関債を購入した高齢者などに対して、被害を回復するなどと言って勧誘し、手数料を請求したり、新たな投資商品などの契約を迫るといった相談が国民生活センター等に寄せられており、こうしたトラブルは今後ますます増えていくおそれがあります。そこで、「医療機関債の被害を回復する」といった内容の不審な勧誘があった場合には、絶対に取り合わないでください。慌てて契約したり、お金を支払ったりせず、消費生活総合センター（256-0800）にすぐに相談してください。

※ 医療法第39条に規定されている「医療法人」が発行することができる証券。

<相談の特徴>

医療機関債の被害を回復するといった不審な勧誘に関する相談は、平成24年10月以降から目立っており、これまでのところ実際にお金を支払ってしまったケースは余りありませんが、特徴として次のような点が見られます。

- ① 過去に医療機関債を購入した高齢者が電話で勧誘されるケースが多い。
- ② 被害回復のために手数料を請求されたり、新たな投資商品などの契約を勧められるケースが多い。
- ③ 「今日中に申し込めば…」 「新しい債権を買った人だけ…」 などと言って消費者の不安をあおったり、「預金があると被害救済を受けられない」といった事実と異なるセールストークが見られる。

<消費者へのアドバイス>

- ① 医療機関債の被害を回復するという不審な勧誘があっても、セールストークをうのみにせず、絶対に取り合わないこと

「今日中に連絡すると半分ぐらい取り戻せる」「新しい債権を買った人だけ救済される」などと言って不安をあおったり、「預金があると被害救済を受けられない」といった事実と異なるセールストークが見られますが、こうした不審な電話勧誘があっても決してうのみにせず、絶対に取り合わないようにしましょう。

また、医療機関債のケースに限らず、被害回復をうたった勧誘トラブルの事例では、最近では現金書留や宅配便でお金を支払わせるなど、銀行振込み以外の巧妙な手口も見られます。こうしたケースでは、一度お金を支払ってしまうと取り戻すことが極めて困難なため、絶対にお金を支払わないように特に注意が必要となります。

- ② 不審な勧誘があったり、トラブルに遭ったら、すぐに消費生活総合センターに相談すること
不審な勧誘があつとき、勧誘を断ったものの不安なとき、更にはお金を支払ってしまったときなど、トラブルに遭ったらすぐに消費生活総合センター（256-0800）に相談してください。

3 図書・ビデオ・DVDの貸出しを行っています！

消費生活総合センターでは、消費生活に関する図書及び視聴覚教材用としてビデオ・DVDを市民の皆様無料で貸し出していますので、お気軽に御利用ください。

御利用方法

図書は1人5冊までを2週間、ビデオ・DVDは1人5本までを1週間借りられます。当センターに来所のうえ、手続をしてください。

利用できる方：京都市内に在住又は通勤通学の方

利用時間：平日 午前8時45分～午後5時30分

貸出用図書の一例

「高齢者の消費者被害Q&A」（小澤吉徳 学陽書房）

「ネット取引被害の消費者相談」（東京弁護士会消費者問題特別委員会 商事法務）

「悪質商法 被害救済の実務」（小楠展央ほか 民事法研究会）

貸出用ビデオ・DVDの一例

「クーリング☆オフマンと学ぼう かしこい消費者になるために」（京都市消費生活総合センター）

「もしあなたが消費者トラブルにあったら... ー消費者センスを高めよう！」（消費者庁）

4 クロスワードクイズにチャレンジ!

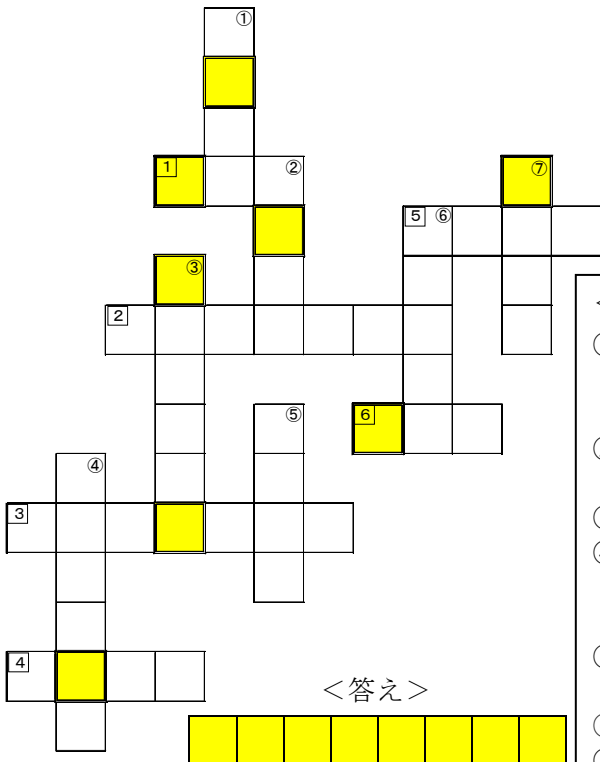
クロスワードクイズにチャレンジ!

太枠の文字を組み合わせると、ある言葉になります。

正解が分かった方は、必要事項（住所・氏名・年齢・電話番号）及びクイズの解答をハガキに記入のうえ、当センター（〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階 消費生活総合センター）までお送りください。

正解された方のうち、抽選で5名様にトラフィカ京カード3千円分を進呈いたします。

皆様の御応募、お待ちしております。



<タテのヒント>

- ① 消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けたもの。〇〇〇〇消費者団体。
- ② 特定商取引に関する法律が改正され、平成25年2月21日から新たに規制されることとなったのは、貴金属等の〇〇〇〇購入。
- ③ 電気、ガス、水道など、生活に欠かせないもの。
- ④ 販売目的で何らかの場に出された物品を、最も良い購入条件を提示した買い手（入札希望者）に売却するために、それぞれの買い手が提示できる購入条件を競わせること。
- ⑤ 金融機関が経営破綻した場合、預金保険機構（金融機関の積立保険）から預金者に対して一定額までを払い戻す制度。〇〇〇〇制度。
- ⑥ 製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。
- ⑦ 京都市の消費生活センターの名称は、京都市消費生活〇〇〇〇センター。

<ヨコのヒント>

- ① 特定保健用食品。通称、〇〇〇。
- ② 民法上、未成年でも婚姻すれば成年と同じように行為能力者とみなすこと。
- ③ 消費者が契約した後で、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば、無理由・無条件で契約を解除できる制度。〇〇〇〇〇・〇〇制度。
- ④ スナック菓子、即席めん類、缶詰等、比較的長く保存が可能なものに表示される期限。〇〇〇〇期限。
- ⑤ 京都市では、市民の皆様へ食生活の充実を図っていただくとともに、食の安全や食文化等について広く知っていただくことを目的として、例年、5、11、12月に「市民〇〇〇〇教室」を開催しています。
- ⑥ 他の人を加入させれば利益が得られると言って、商品を買わせたり、金銭的負担をさせる契約。〇〇〇商法。

【編集後記】 昨年10月に、2012年のノーベル賞が発表され、京都大学の山中伸弥教授がiPS細胞の開発によりノーベル医学生理学賞を受賞されました。ノーベル賞は御存じのとおり、ダイナマイトの発明者として知られるアルフレッド・ノーベルの遺言によって、1901年から始まり、物理学、化学、医学生理学、文学、平和及び経済学の6分野で顕著な功績を残したそれぞれの人物に贈られるものです。この山中教授、プレッシャーに直面したときは、ジョギングをしてそのプレッシャーを克服したとのこと。昨年の京都マラソンにも参加され、見事完走されました。

今年も3月10日に開催される京都マラソン。市民の皆様には大変御迷惑をお掛けしますが、暖かい御声援、よろしくお願いたします。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間

月～金（祝日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0.html>

*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時



平成25年2月発行 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター

京都市印刷物 第244824号